

## 一時保管市町長会議の開催に係る要請

本県における指定廃棄物の処理につきましては、これまで4回にわたる市町村長会議のほか、本年4月6日には、指定廃棄物等を一時保管している14市町による一時保管市町長会議において議論を重ねてまいりました。

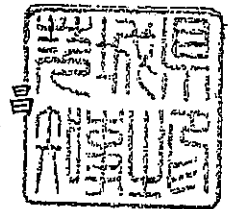
その後、一時保管市町長会議の2回目の会合は開催されないまま、既に前回の会議から8か月が経過してしまいました。

そのような中、本年9月の関東・東北豪雨により、本県においては鬼怒川の堤防の決壊や越水等により、極めて深刻な被害が発生したところであり、各市町からは、一時保管施設の安全確保等について早急に対応するよう強い要請があるところです。

つきましては、国においては、一時保管市町長会議を速やかに開催し、前回会議であった、下記の意見や課題に対する回答を含め、本県における指定廃棄物の処理方針を早急に決定いただくよう強く要請いたします。

平成27年12月24日

茨城県知事 橋本 昌



記

- 1 市町村長の分散保管を求める意見を踏まえ、異常な災害にも耐えられる一時保管施設の更なる安全確保を、維持管理費用も含め、すべて国の負担で実施すること。
- 2 8,000 ベクレル/kg 以下に減衰した後の指定解除のあり方やその後の処分方法について、国が有識者に意見を求めるなどして、その安全性について地域住民の理解を得られる制度とするとともに、解除後の処理についても国の負担で実施すること。
- 3 一時保管施設の安全性等について、地域住民の理解が得られるよう、国が十分説明すること。
- 4 地元市町村等の要望を反映した地域振興策を着実に実施するとともに、風評被害の未然防止に万全を尽くし、万一風評被害が生じた場合は国が責任を持って対応すること。